〔研究ノート〕

# 障害学生支援の現状と課題：「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」を中心に

（Current Situations and Issues of Supports for Students with Disabilities: Focusing on the 1st Report of Investigative Commission about Supports for Students with Disabilities）

古　山　萌　衣

Moe KOYAMA

*Studies in Humanities and Cultures*

No. 23

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷　23号

2015年3月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY

NAGOYA JAPAN

MARCH 2015

〔研究ノート〕

# 障害学生支援の現状と課題：「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」を中心に

**(Current Situations and Issues of Supports for Students with Disabilities: Focusing on the 1st Report of Investigative Commission about Supports for Students with Disabilities)**

古　山　萌　衣*
**Moe KOYAMA**

**要旨**　これまでわが国の障害者教育は義務教育段階の教育的支援を中心に検討が進められてきた。しかし昨今、障害児教育における「特殊教育」から「特別支援教育」への制度的移行、および「障害者の権利に関する条約」の批准にともなう関連法の整備を背景として、高等教育機関においても障害のある学生の受け入れおよび支援対応が迫られている。

そのなかで2012（平成24）年、文科省高等教育局長下に設置された「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」では、高等教育機関における障害学生への合理的配慮のあり方に関する検討が初めて行われた。そしてその成果としてまとめられたのが「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（以下、報告書）である。本論では、報告書が課題として挙げる国・大学等および独立行政法人等の関係諸機関が取り組むべき障害学生支援に関する11の事項について、「①障害学生支援の体制化、②支援・配慮のあり方、③関係諸機関の連携、④財政支援」の４つのカテゴリーに整理・分析し、統計データ等資料が示す障害学生支援の現状と照らし合わせて検討を行った。そして報告書が示す障害学生支援のあり方に対して、支援の体制化および整備の現状は大きく立ち遅れた状態にあることを指摘した。

また本論では、今後の障害学生支援の展開についてさらに検討すべき課題として、①特別なニーズを有する学生への柔軟な対応、②合理的配慮における学生生活支援、③法的規定および国レベルでの施策推進が求められることを主張した。

**キーワード**：高等教育、障害学生支援、特別支援教育

* 名古屋市立大学大学院人間文化研究科研究員　博士後期課程修了

## １．はじめに

わが国の障害者教育に関する施策展開、実践及び研究は、義務教育段階を中心として積極的に進められてきた。具体的には、初等中等教育段階にある児童生徒を主たる対象とする障害児教育が、わが国の「障害者の教育的支援」に関する施策検討の中心的課題として位置づけられてきたのである。その一方で高等教育における障害学生支援についていえば、1990年代以前の対応は、現場主導による個別的で対症療法的なものであり、政策的課題として把握され議論が活発化するようになったのは2000年代以降のことである[1]。その背景には1990年代以降に本格化した「特別支援教育」導入に向けた障害児教育に関する議論の展開が指摘できる。

この流れは、2007（平成19）年の「特別支援教育」導入を前にして、2006（平成18）年には衆・参議院文教科学委員会において示された「学校教育法の一部を改正する法律」に対する附帯決議にも明らかである。具体的に同決議には、「特別支援教育」は就学前教育から高等教育まですべての学校において取り組まれるべきものであるということが示されたのである。ライフステージに沿った教育支援体制の整備の一環として、特に今後は、高等教育機関をも対象として、障害学生支援に関する体制整備の課題を把握し、支援方法や内容等を検討することが求められる[2]。この方向性および問題意識は、当時、文部科学省が大学改革プログラムの一環として、先駆的に実践されている障害学生支援に関する取り組みを多く採択していた背景にも読み取ることができる。表１に整理するように、2003（平成15）年から７年間にわたって16件のプログラムが採択されている。

**表１　大学改革プログラムにみる障害学生支援の取り組み**

| 採択区分 | 採択年度 | 学校名 | プログラム名 |
|---|---|---|---|
| 特色のある大学教育支援プログラム | 平成15年 | 日本福祉大学 | 「学生とともにすすめる障害学生支援」 |
| | 平成16年 | 広島大学 | 「高等教育のユニバーサルデザイン化」 |
| | 平成18年 | 立教大学 | 「学生相談を核とした全学的学生支援の展開」 |
| | 平成19年 | 沖縄大学 | 「ノートテイクから広がる大学づくり」 |
| 新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム | 平成19年 | 宮城教育大学 | 「障害学生もともに学べる総合的学生支援」 |
| | 平成19年 | 筑波技術大学 | 「視・聴覚障害学生の専門性を高める学習支援」 |
| | 平成19年 | 富山大学 | 「『オフ』と『オン』の調和による学生支援」 |
| | 平成19年 | 信州大学 | 「個性の自立を《補い》《高める》学生支援」 |
| | 平成19年 | 東北公益文科大学 | 「インクルージョン社会をめざした大学づくり」 |
| | 平成19年 | プール学院大学 | 「発達障害を有する学生に対する支援活動」 |
| | 平成19年 | 仙台電波工業高等専門学校 | 「発達障害を持つ学生のための特別支援室」 |
| | 平成20年 | 大分大学 | 「不登校傾向の学生へのアウトリーチ型支援」 |
| | 平成20年 | 京都光華女子大学 | 「学生個人を大切にした総合型支援の推進」 |
| 大学教育学生支援推進事業 | 平成21年 | 同志社大学 | 「個性を活かした障がい学生のキャリア支援と既卒者の再就職支援」 |
| 大学教育推進プログラム | 平成22年 | 函館大学 | 「ピア・サポートによる学生協同支援」 |
| 大学生の就業力育成支援事業 | 平成22年 | 筑波技術大学 | 「障害学生のエンパワメントとキャリア発達」 |

また同様に、障害学生支援に関する議論の進展について、「障害者の権利に関する条約」の批准がもたらした影響も大きい。同条約では、「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと」、「障害者が差別なしに、かつ他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育

及び生涯学習の機会を得られること」、「合理的配慮が障害者に提供されること」を確保する（24条）[3]ということが締約国に対して求められた。そしてわが国が2007（平成19）年に同条約に署名し、2014（平成26）年に批准するまでの７年間にわたる国内法等の整備過程において、注目された課題のひとつが、高等教育における障害学生の受け入れおよびその支援についてであった。その検討の場として2012（平成24）年、文科省高等教育局長下に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」（以下、検討会）が設置され、条約内容に沿った議論ののち、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（以下、報告書）がまとめられた。障害学生支援のあり方について政策的に議論された成果として、報告書は唯一の詳細な資料となっている。

そこで本論では、報告書の内容を中心として、障害学生支援の考え方および支援の推進に向けた課題の検討を行う。具体的には、報告書が支援課題として指摘する事項をカテゴリー別に整理・分析し、その指摘の背景・現状に関連する統計データ[4]及び資料等と照らし合わせて考察を行う。最後に報告書では十分に検討・指摘されていなかった点、くわえて検討すべき点について、さらなる今後の課題として指摘する。障害学生支援の整備・拡充における課題を整理し、明確化することを本研究の目的とする。

## ２．支援の現状と課題－「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」と統計データ等の分析から－

### (1)　報告書の概要

検討会において議論された課題の中心は、高等教育機関における障害学生に対する合理的配慮のあり方である。「障害者の権利に関する条約」[5]、「障害者基本法」[6]および初等中等教育段階[7]における「合理的配慮」を照らし合わせ、「大学等における合理的配慮」の定義付けを行っている。報告書が示す定義とは、「障害のある者が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な調整・変更を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に必要とされるもの」のうち、「大学等に対して体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」である。

また「教育上の合理的配慮等」を行う対象として検討されているのは、「大学等に入学を希望する者及び在籍する学生」のうち、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける学生」である。加えて学生に対して、合理的配慮の決定過程において、他の学生との公平性の観点から、障害に関する「根拠資料（障害者手帳、診断書、心理検査の結果、学内外の専門家の所見、高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等）の提出」を求めている。

そして検討会では高等教育機関における障害学生支援について「授業、課外授業、学校行事等への参加等、教育に関する全ての事項」におよぶ「教育上の合理的配慮等」という範囲のなかで

検討された。表２は、報告書で挙げられた６点の検討項目について整理したものである。

表２　大学等における合理的配慮の検討項目

| 大項目 | 小項目 | 具体的内容 |
|---|---|---|
| (1)機会の確保 | 基本的な考え方 | 修学機会の確保<br>高等教育としての質の維持<br>公平な入学者選抜の機会提供<br>学生が得られる機会への平等な参加の保障 |
| | 学生が得られる機会への平等な参加を保障する配慮 | 様々な機会（講義・実験，実習・演習，スクーリング，正課教育，学生支援関係施設の利用，学校行事，正課外教育，機会に参加するための移動，関連する各種情報の入手，奨学金の申請等）における平等な参加のための合理的配慮（教育の質や評価基準は維持。教育スケジュールの変更や調整は求めない） |
| (2)情報公開 | （なし） | 受け入れ姿勢・方針の明確化<br>アクセシブルな情報公開 |
| (3)支援体制 | 専門性のある支援体制の整備 | 学長のリーダーシップを発揮した大学等全体としての専門性のある支援体制の確保<br>学内役割分担の明確化 |
| | 担当部署の設置及び適切な人員配置 | 障害学生支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人員配置<br>学内の連携 |
| | 外部資源の活用 | 学外の教育資源の活用や医療・福祉・労働関係諸機関との連携 |
| | 学生，教職員の理解促進・意識啓発を図るための配慮 | 障害により生じる困難についての理解促進・意識啓発<br>障害学生の集団参加の方法について考え実践する機会の設定<br>障害学生自身が周囲に障害理解を広げる方法等について考え実践する機会の設定 |
| | 災害時等の支援体制の整備 | 災害時体制マニュアルの整備 |
| | 学生の支援者の活用 | 日常的な支援における学生の活用<br>過度な負担や人間関係に生じる問題への配慮<br>十分な事前研修と支援の質の担保 |
| (4)合理的配慮の決定過程 | 合意形成過程 | 意思表明のプロセスの支援<br>過度な干渉やハラスメントへの留意 |
| | 合理的配慮の決定 | 学生本人を含む関係者間において，可能な限り合意形成・共通理解を図った上での決定・提供<br>必要に応じた通学支援に関する情報提供<br>各大学の責任下における決定<br>学外の第三者による意見の参照<br>学生の根拠資料の提出 |
| | 組織体制の構築 | 専門知識をもつ教職員による学生本人のニーズのヒアリング，およびそれに基づく配慮内容の決定を行う体制整備<br>対応プロセスの学内整備 |
| | 時間的な経緯の考慮 | 必要な支援が変化することへの留意 |
| (5)教育方法等 | 情報保障 | 平等な参加のために必要かつ適切な情報保障 |
| | コミュニケーション上の配慮 | 必要なコミュニケーション上の配慮 |
| | 教材の配慮 | 教材等へのアクセスおよび支援技術活用の配慮<br>障害の状態・特性等に応じた資料の事前提供 |
| | 学習空白への配慮 | 学習機会を確保する方法の工夫 |
| | 学外における実習やインターンシップにおける配慮 | （実習を希望する場合）学外諸機関における実習機会の確保<br>大学等と実習先機関との密接な情報交換 |
| | 公平な試験の配慮 | 学生の能力・適正，学習の成果等を適切に評価するための合理的配慮の実施および公平性 |
| | 公平な成績評価 | 教育目標の達成を柔軟な方法で評価<br>教育目標や公平性を損なう対応は行わないように留意 |
| | 心理面・健康面への配慮 | 集団におけるコミュニケーションへの配慮<br>他学生・教職員における障害理解<br>健康状態に応じた学習内容・方法の柔軟な調整<br>障害に起因した不安感や孤独感の解消 |
| (6)施設・設備 | 学内環境のバリアフリー化 | 施設整備を計画する際の配慮<br>計画的なバリアフリー化の推進，ユニバーサルデザインの重視 |
| | バリアフリーの状況の情報提供 | バリアフリー状況把握のための情報提供 |
| | 障害の状態・特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 | 共同利用施設・設備における様々な教育機器・支援技術等の導入，人的支援体制の整備や利用方法の指導等，施設の整備・配慮の提供 |
| | 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 | 災害時等に対応した施設・設備の整備 |

※「障がいのある学生の修学に関する検討会報告（第一次まとめ）」を基に，筆者作成。
※項目順については筆者が内容ごとに再整理している。
※項目番号は筆者が挿入したものである。

次いで、表２に示した合理的配慮を障害のある学生に対して提供するために、報告書が示す関係機関において取り組まれるべき事項について整理したものが表３である。

表３　国・大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき事項

| 項目 | 内容 | 短・中長期別 | カテゴリー |
|---|---|---|---|
| ①各大学等における情報公開及び相談窓口の整備の促進 | 各大学等の受入れ姿勢・方針の明確化<br>情報アクセシビリティに配慮した情報公開<br>相談窓口の統一や障害学生支援部署の設置<br>国による取組の促進，大学の認証評価における考慮 | 短期的 | 障害学生支援の体制化 |
| ②専門的人材の養成 | 各大学等において専門的人材を適切に配置・養成すること<br>各大学等の人材養成や研修等の一層の充実，拠点校による方策の検討<br>専門的人材の安定的な雇用保障の検討 | 中長期的 | |
| ③調査研究・情報提供・研修等の充実 | 理解促進・普及啓発の基礎となる調査研究，情報提供，研修等の充実<br>機構による実態調査，ガイド作成，研修会開催等の充実<br>専門性の向上及び知識，技術，経験を共有するための情報交換の機会設置の検討 | 中長期的 | |
| ④大学入試の改善 | 実施した配慮ごとにその内容を公開<br>申請者の個々の程度に応じた柔軟な対応，配慮の一層の改善 | 中長期的 | 支援・配慮のあり方 |
| ⑤教材の確保 | 障害に応じた必要な教材の確保<br>各大学等が保有する教材・支援技術製品について，学内外で情報共有，大学間での共用や貸し借りを行う仕組みの検討 | 中長期的 | |
| ⑥通信教育の活用 | 修学困難な学生について，通信制大学等との連携等，通信教育の活用の検討 | 中長期的 | |
| ⑦通学上の困難の改善 | 対応事例や地域の支援状況に関する情報の収集提供 | 中長期的 | |
| ⑧就職支援等 | 労働関係機関や社会福祉施設，ＮＰＯ等と連携した就職支援<br>発達障害のある学生の具体的な支援方策等の検討<br>キャリア教育やインターンシップにおける支援の検討 | 中長期的 | |
| ⑨拠点校及び大学間ネットワークの形成 | 不足する支援ノウハウについて，十分な情報提供<br>新たな取組や研究を促進する動機づけ<br>国による拠点校の整備，取組の重点的支援<br>拠点校の取組等の集約・蓄積・還元による支援の底上げ・理解促進・意識啓発<br>拠点校間および拠点校と関連機関間におけるネットワーク形成 | 短期的 | 関係諸機関の連携 |
| ⑩高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化 | 一般高校の障害のある生徒の相談対応<br>拠点校における専門的人材の配置の充実<br>進学支援にあたるネットワーク形成，情報共有化<br>地域のセンターとしての特別支援学校<br>移行過程における自立を目指したサポート | 中長期的 | |
| ⑪財政支援 | 各大学等における合理的配慮に対して，国は必要な財政支援を行うこと<br>機構が行う奨学金事業における配慮の検討 | 中長期的 | 財政支援 |

※「障がいのある学生の修学に関する検討会報告（第一次まとめ）」を基に，筆者作成。
※項目番号は筆者が挿入したものである。
※項目順については筆者が内容ごとに再整理している。なお報告書の示す短期的課題および中・長期的課題の別については，同時進行的に行うべき課題であると考え，項目順においては考慮していない。
※カテゴリーは筆者が設定・区分したものである。

ここに整理した11項目（事項）は、内容別に、「障害学生支援の体制化」「支援・配慮のあり方」「関係諸機関の連携」「財政支援」という４つのカテゴリーに分類することができる。障害学生支援について指摘される課題は、今後の支援展開・充実を図っていく契機として、当然に指摘されるべきものである。またここに示される内容について更なる検討を加えることは、今後の課題をより明確にすることにつながると考える。そこで次項では、この４つのカテゴリーに沿って報告書が指摘する課題について確認を行うと同時に、関連する統計データ等が示す障害学生支援の実態を照らし合わせて考察を行う。

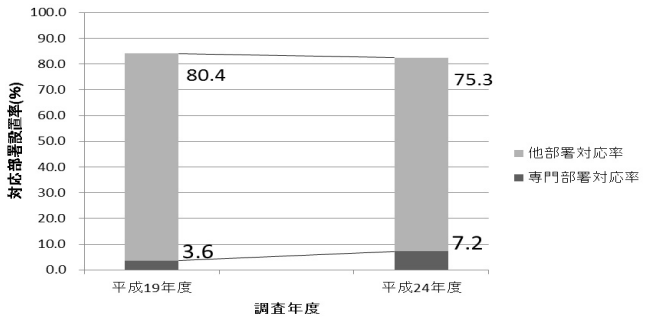
### (2)　関係機関が取り組むべき課題

#### A　障害学生支援の体制化

一つ目に指摘するのは、「障害学生支援の体制化」に関する課題である。表３に示した「①各大学等における情報公開及び相談窓口の整備の促進」、「②専門的人材の養成」、「③調査研究・情報提供・研修等の充実」、以上の３項目がこれに該当する。

まず「①各大学等における情報公開及び相談窓口の促進」として、報告書は各校における障害学生の受け入れ・支援に対する姿勢および方針の明示と、障害学生支援部署等の設置、また国による認証評価におけるその考慮をすすめることを求めている。また「②専門的人材の配置」として、各校および拠点校に対して、人材養成や研修の充実等を通した、障害について専門的知識や技術を有する専門的人材の適切な配置および安定的な雇用保障を求めている。これは授業支援における専門技術を有する支援者を含め、専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員等、支援にかかわるすべての人的資源におよぶ指摘である。

しかし、障害学生への支援はケースバイケースによる対応を中心として行われているのが現状である。これに関連するデータとして、図１は高等教育機関における障害学生支援を担当する専門部署設置率の推移について示したものである。

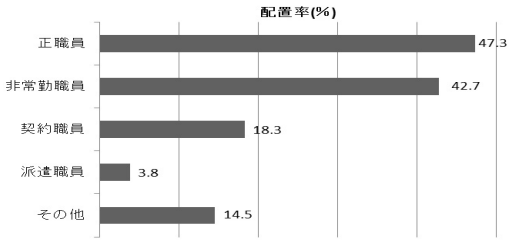



※JASSO「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（平成19・24年度）のデータ（大学・短期大学分のみ）を基に、筆者作成

**図１　障害学生支援対応部署設置率の推移**

図１からは、平成19年度から平成24年度の５年間で、他部署対応（兼任での対応）が減少し、専門部署対応が増加していることがわかる。ただし専門部署対応の増加傾向こそ確認できる一方で、その設置率は7.2%にとどまっている。

同様に、図２は障害学生を対象とした修学支援担当者の配置について示したものである。修学支援担当者の兼任配置を行う学校は72.5%に上る一方で、専任配置を行う学校は全体の9.2%にすぎない[8]。さらに専任の担当職員について、正職員としての配置率は47.3%であり、全体の半数にも満たないことがわかる。



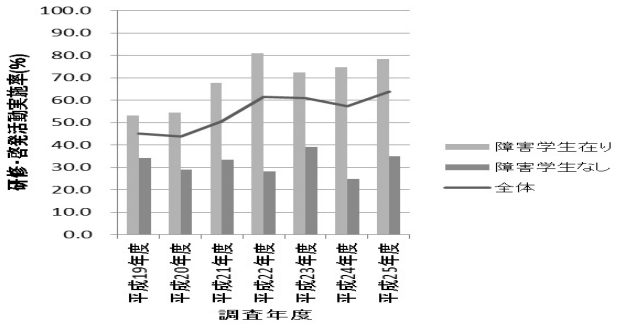

※JASSO「平成23年度障害のある学生の就業力の支援に関する調査結果報告書」のデータ（大学・短期大学分のみ）を基に筆者作成。2005～2010年度実績

**図２　障害学生修学支援担当職員の雇用状況**

このように支援相談の窓口となり、直接的に対応に当たる担当職員は流動的な雇用状況にある。障害学生支援の体制化を進めるなかで、担当部署の設置あるいは担当職員の配置を積極的に求めなければ、障害学生への安定的な支援対応は望めない。図１および図２の結果からも指摘できるように、高等教育機関における障害学生支援について、その制度的確立として、専門的で安定した対応が図られるケースは、依然として少数であると考えられる。しかしながら今後は、特に「個々の専門担当教職員だけが支援にあたるのではなく、学校を構成するすべての教職員が方向性を共有して支援にあたることが重要」[9]になると考えられる。これについては、支援の継続や学内連携という観点からも、たとえばFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動[10]の一環として支援の充実に取り組む[11]など、相談を受け付ける専門の教職員だけでなく、相談内容を支援に結び付けるコーディネーターの配置・活用[12]を含め、大学組織全体に働きかけた支援対応のあり方の検討を進めていくべきである。

これに関連する内容として、報告書では障害学生支援に対する理解啓発として「③調査研究・情報提供・研修等の充実」について指摘されている。障害学生支援に対する教職員間の理解の差について、教職員に対する理解啓発の必要性が把握されるなか、教職員間の認識の共有を図ったうえでの学内連携は障害学生支援の支援促進における課題となっている。

一方で、このような課題に対応した研修・啓発活動の実施等、問題意識に即した活動は十分に行われているとはいえない。関連するデータとして、図３は、障害学生支援に関する理解・啓発活動の実施率の推移について示したものである。全体的には実施率の伸びが確認できる一方で、学校の状況別にみてみると、理解・啓発に積極的なのは、障害学生が「在籍する」学校であることがわかる。「在籍しない」学校においては実施率の推移に変化はみられず、全体的な啓発には至っていないのが現状である。




※JASSO「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（平成19年度～平成25年度）のデータ（大学・短期大学分のみ）を基に、筆者作成。

**図３　障害学生支援に関する研修・理解啓発活動実施率の推移**

理解・啓発に対する改善策として、各校において主体的に取り組まれている研修活動のみならず、各校の取り組みを支援する役割を果たすべく、JASSO等を中心に進められている調査研究活動および情報発信活動の促進、またその積極的な活用が求められる[13]。さらに報告書が指摘するように、現在も試行錯誤により支援に取り組んでいる教職員の知識・技術・経験を共有するための情報交換機会の設定なども有用である。特に今後は学生に対する支援だけでなく、教職員へのサポートの充実が必要であることを加えて指摘したい。

以上に整理したように、一つ目のカテゴリーである「障害学生支援の体制化」として、各校に対して支援強化を目的とした体制づくりが求められることは言うまでもない。これについては表１に示した「大学改革プログラム」として採択された障害学生支援に関する各校の取組等を、実践事例の参考として評価することも有効であると考える。特に体制整備の促進として、先駆的な学校において問題意識に沿って取り組まれた事例をもとに、障害学生支援体制モデルを提示することが必要である。またその整備過程においては、各校のバックグラウンドに配慮し、新たな対応部署の設置や人員配置を求めるばかりではなく、既存の学内リソースの活用として学生相談等の機能を拡充・強化することも、現実的な対応として有効である。そのなかでも対応が難しい学校を支えるためには、「広域的な支援機関を設立し、各学校の障害学生への支援を行っていく」[14]システム作りも進めるべきである。

では「障害学生支援の体制化」、すなわち支援の枠組みのなかで、具体的にどのような対応が求められるのか、次に「支援・配慮のあり方」について考える。

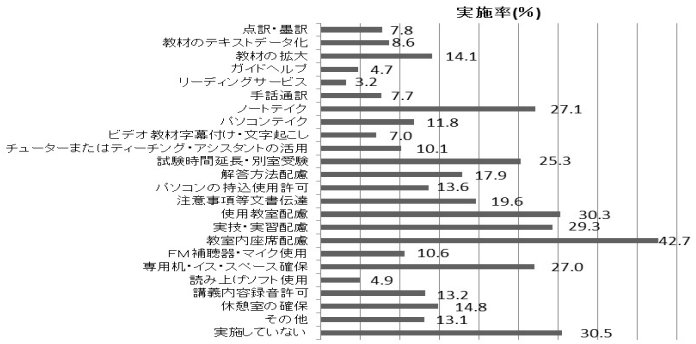
### Ｂ　支援・配慮のあり方

二つ目に指摘するのは、支援・配慮のあり方に関する課題である。表３に示した「④大学入試の改善」、「⑤教材の確保」、「⑥通信教育の活用」、「⑦通学上の困難の改善」、「⑧就職支援等」、

以上の５項目がこれに該当する。

まず「④大学入試の改善」として、報告書は、各大学等に対して入試における配慮内容を公表すること、さらに配慮の決定の改善として、申請者である学生の個々の困難の程度に応じた柔軟な対応が行われるよう、配慮の一層の改善を行うことを求めている。これについては現在、独立行政法人大学入試センターが公表する、大学入試センター試験における障害学生への配慮および特別措置の実施状況が、各校の入試における対応についてひとつの判断基準となっていると考えられる。そして「⑤教材の確保」として、報告書は、教材利用が困難なために、学習機会への参加が難しい状況にある学生について、障害に応じて必要な教材を確保することを求めている。

しかしながら、図４に示すように、現状において特別な準備や特別な機器を必要とする支援対応は、その他の授業支援等と比較して実施が困難な傾向にあることも指摘しておかなければならない。




※JASSO「平成23年度障害のある学生の就業力の支援に関する調査結果報告書」のデータ（大学・短期大学分のみ）を基に筆者作成。2005～2010年度実績

**図４　授業支援の実施状況**

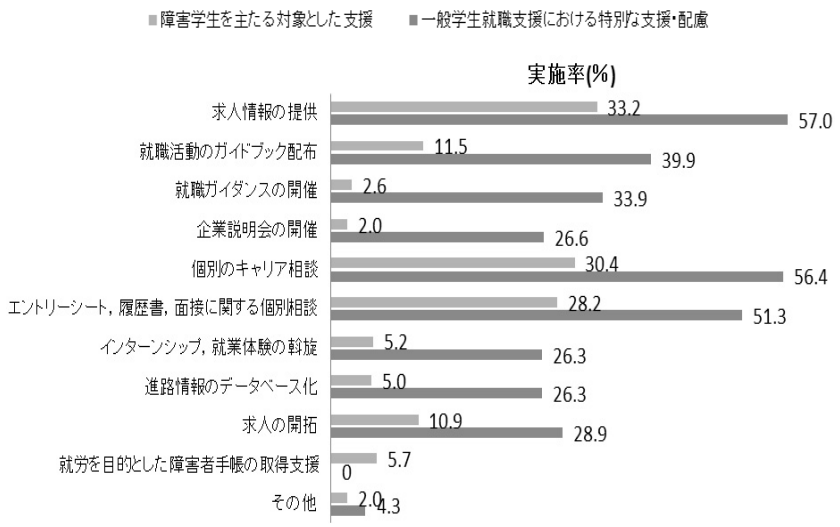
報告書は、各大学等が保有する教材や支援技術製品について、学内外で情報を共有し、学校間での共有や貸し借りを行う仕組み等、利便性を高めるための方策を検討すべきであるとしている。これについては、「合理的配慮」における「財政面において均衡を失しない」「過度の負担にならない」という規定が、本来ならば実施可能な支援を制限することがないよう十分な配慮が必要であることを、付け加えて指摘したい。そのためにも複数校間での支援リソースの共有は重要な検討課題のひとつである。

さらにこのような学習条件の整備に関連する課題として指摘されるのが、「⑥通信教育の活用」および「⑦通学上の困難の改善」である。これまで放送大学の学生受け入れに関する計画立案時にも、障害者の教育保障に関する議論がされたように[15]、障害者の修学の一形態として通信教育の活用は有効な手段である。これに対して報告書は、医療行為や社会復帰の訓練等により修

学が困難となる学生について、各校が通信制大学等との連携を図るなど、通信技術の活用の推進について検討することを指摘している。また通学時の支援については、通学上の困難の改善として、対応事例や地域の支援状況に関する情報の収集提供の必要性を主張している。

くわえて報告書は、高等教育機関における障害学生支援のひとつとして「⑧就職支援等」について指摘している。近年、「大学の役割は、学ぶことの保障だけで完結しない時代（中略）卒業させ、就労させ、社会に送り出してこそその存在意義が認められる」として、就職支援を含めた移行期支援のあり方を探ることに「『大学全入』時代の障害者支援の可能性」も主張されるところである[16]。特に高等教育機関は学生を社会に送り出す最後の砦となっており、その進路保障において就職支援の果たす意義は大きい。これは障害のある学生についても同様である。

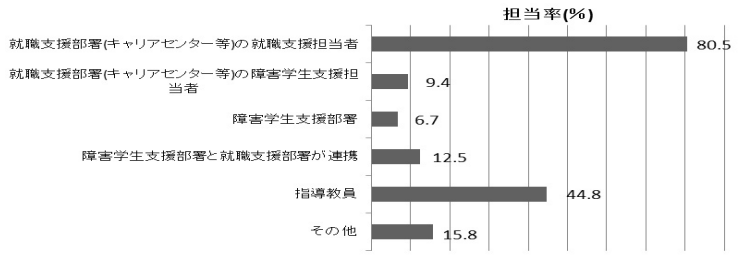
しかしこれに関連するデータとして図５に示すように、障害学生を主たる対象とした特別な就職支援はあまり行われていないのが現状である。具体的には、障害学生に対する就職支援については、一般学生を対象とした就職支援をベースとして、プラスαの配慮が行われる場合が多いことがわかる。




※JASSO「平成23年度障害のある学生の就業力の支援に関する調査結果報告書」のデータ（大学・短期大学分のみ）を基に筆者作成。2005～2010年度実績

**図５　就職支援における障害学生への支援・配慮実施率**

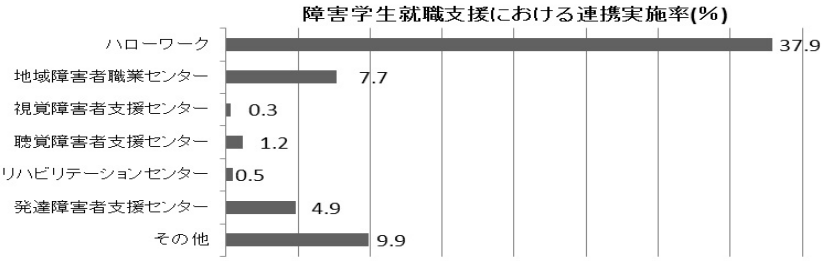
また図６に示すように、修学支援担当部署（者）と同様に、障害学生の就職支援を専門に担当する部署の設置および担当者の配置を行っている学校は少なく、専門性を有した対応が展開される状況にはない。




※JASSO「平成23年度障害のある学生の就業力の支援に関する調査結果報告書」のデータ（大学・短期大学分のみ）を基に筆者作成。2005～2010年度実績

**図６　障害学生の就職支援担当部署**

この学内支援の不足を補うものとして期待すべきなのは、障害者の就職支援に関する学外団体との連携である。特に各大学等が労働関係諸機関や障害者支援の専門機関、NPO等との連携については改めて検討が必要である。しかしながら実態としては図７に示すように、一般学生を対象とした就職支援における連携と比較して、障害学生を対象とした就職支援における連携は積極的に行われていないことが指摘できる。

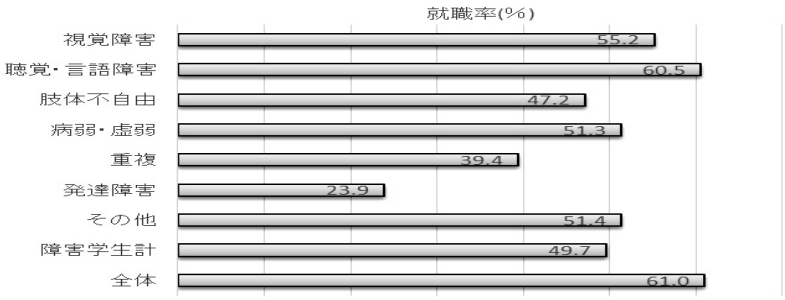



※JASSO「平成23年度障害のある学生の就業力の支援に関する調査結果報告書」のデータ（大学・短期大学分のみ）を基に筆者作成。2005～2010年度実績

**図７　障害学生就職支援における連携状況**

このように学外連携が学内支援の不足に対して十分に活かされていない現状については、連携の仕組みやツール等の検討・整備が必要である。同様に、学生を受け入れる企業についても、大学等との連携において障害者の就労支援に対する理解が求められるということは言うまでもない。

また学生全体および学生の有する障害種別に就職率を示した図８からは、他障害と比較して発達障害を有する学生の就職率が低いということがわかる。




※JASSO「平成23年度障害のある学生の就業力の支援に関する調査結果報告書」のデータ（大学・短期大学分のみ）を基に筆者作成。2005～2010年度実績

**図８　障害種別にみる障害学生の就職率**

この背景には、発達障害者は障害者手帳をもたない場合が多いことなど、他障害とは異なる就職支援における課題の存在が指摘できる。これについては、特に大学のみの支援努力では限界があり、法制レベルでの状況改善や企業における意識変革なども求められる[17]。また発達障害学生を対象とする学生支援は依然として、修学や学生生活に関する支援が中心であり、就職活動を組織的かつ一貫した方針のもとに支援する大学はない[18]。このように障害学生の就職支援について、学外機関との連携を含めて具体的な支援対応の構図を示すことは今後の大きな課題である。

### C　関係諸機関の連携

三つ目に指摘するのは、関係諸機関の連携に関する課題である。表３に示した「⑨拠点校及び大学間ネットワークの形成」、「⑩高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化」、以上の２項目がこれに該当する。

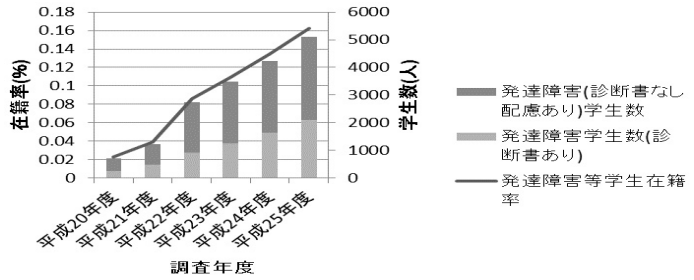
まず「⑨拠点校および大学間ネットワークの形成」として、報告書は、個々の大学等の取り組みに対するフォローアップとして、国が地域において優れた取り組みを行う大学等を拠点校[19]として位置づけ、実践等を一元的に集約・蓄積し、各大学等に還元することを求めている。そこで必要とされるのが、拠点校と大学間および自治体やNPO、民間団体、医療福祉団体、高校および特別支援学校等、関係機関が連携した地域におけるネットワーク形成である。専門的な知識や支援に関するノウハウを有する関係機関および拠点校、さらに同様の課題を有する近隣校との連携を図ることにより、情報共有を行うことは、学生支援およびそれに関わる教職員支援の充実において有益である。

ただし支援の組織化・体制化の途上にある多くの学校について、学外はもとより学内連携も十分に行われていない現状も指摘しておかなければいけない。これは「A 障害学生支援の体制化」および「B 支援・配慮のあり方」について論じるなかでも、障害学生支援に関連して学内に教職員を支えるシステムが未整備であることや、学内支援の限界が課題となっていることに対して、

「学内外の連携」の必要性を繰り返し指摘した通りである。

また学外機関との連携に関連して、「⑩高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化」として、報告書は、高等教育への進学を希望する障害のある生徒へのサポート（進学支援）のあり方について指摘している。

高等教育機関において把握される障害学生の在籍率は、依然として低いものではあるが、増加傾向にあることは明らかである。そのなかでも図９に示すように、特に発達障害等学生の在籍率の伸びは顕著である。

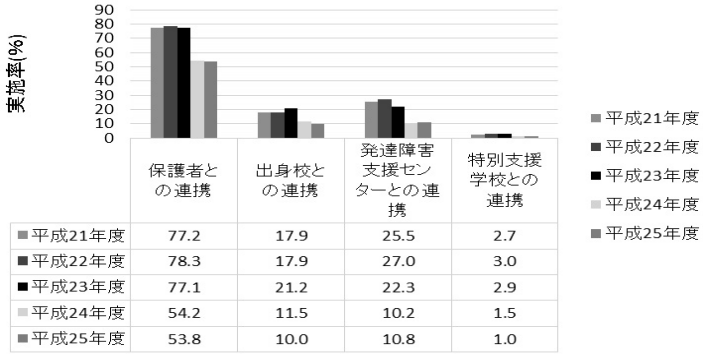



※JASSO「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（平成19年度～平成25年度）のデータ（大学・短期大学分のみ）を基に、筆者作成。

**図９　発達障害学生在籍率の推移**

くわえて今後は、特別支援教育におけるインクルーシブ教育の推進を背景として、特別支援学校だけでなく、一般高校からの進学を希望する障害学生がより一層増加することが予想される[20]。そして当然、その移行期における対応が求められることは必至である。これに関する指摘として、報告書では、特に一般高校における障害のある生徒に対する進学支援が不十分である点について、それをサポートすべく高校および特別支援学校、大学等のネットワーク形成の必要性が主張されている。

しかし、先に述べた「⑨拠点校および大学間ネットワークの形成」と同様に、図10に示すように、学外機関との連携について高等教育機関は消極的な姿勢を示す傾向にあるのが現状である。




| | 保護者との連携 | 出身校との連携 | 発達障害支援センターとの連携 | 特別支援学校との連携 |
|---|---|---|---|---|
| 平成21年度 | 77.2 | 17.9 | 25.5 | 2.7 |
| 平成22年度 | 78.3 | 17.9 | 27.0 | 3.0 |
| 平成23年度 | 77.1 | 21.2 | 22.3 | 2.9 |
| 平成24年度 | 54.2 | 11.5 | 10.2 | 1.5 |
| 平成25年度 | 53.8 | 10.0 | 10.8 | 1.0 |

※JASSO「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（平成19年度～平成25年度）のデータ（大学・短期大学分のみ）を基に、筆者作成。

**図10　発達障害学生支援における他機関との連携実施率の推移**

今後、障害のある生徒が高等教育への進学を希望する場合、進学先を決める判断材料として、大学側には障害学生支援への対応姿勢を明確に提示することが求められる。これは前述した「A障害学生支援の体制化」につながる課題でもある。また出身校と高等教育機関との連携は、進学支援のみならず、支援情報の引き継ぎ[21]等、進学後の支援対応をスムーズに進めるためにも必要であるといえる。

### D　財政支援

四つ目の課題は、財政支援についてである。これに該当するのは表３に示した「⑪財政支援」である。報告書は、障害学生が学びやすい環境の整備、修学機会の確保のため、各大学等における合理的配慮に対し、国は必要な財政支援を行うことが重要であると指摘している。

現在、各大学等における障害学生支援に関する予算については、国立大学法人の場合は国立大学運営交付金、私立大学の場合は日本私立学校振興・共済財団が交付する私立大学等経常費補助金によって助成が行われ[22]、その助成方法は数年おきに改正が重ねられている。私立大学等経常費補助金については2011（平成23）年度、国立大学運営交付金については2012（平成24）年度以降、両助成はともに、障害学生支援はすべての大学が取り組むべき課題であるという考え方から、これまで「特別経費（特別補助）」として扱われていたものが、「一般経費（一般補助）」に組み込まれるようになっている。特に国立大学法人については、体制整備重視の方針によって「障害者向け情報発信促進等経費」という項目が新設され、障害者の受け入れ態勢や相談対応体制の充実に関する教員配置についても必要な経費が交付されるようになったことは、予算措置としては積極的な進展であると評価できる。

しかしながら、検討会における議論を背景として計上された、2013（平成25）年度予算の概算要求における「障がい学生修学支援拠点形成事業」[23]に関する予算（４億４千万円）は、結果と

してカットされるなど、財政支援は積極的には行われていないのが実情である。特に障害学生支援の実施に関する予算確保が困難な状況にある高等教育機関において、財政的な基盤を欠いたままでの支援体制の構築には限界があり、障害学生支援の全体的な底上げを図ることは難しい。障害学生支援を大学教育改革の一環に位置付け、政策課題として把握するなかで、一層の財政的対応を求めたい。

## ３　おわりに

以上、本論では報告書の内容を中心として、今後の障害学生支援の展開における課題について検討を行った。最後に、検討会および報告書では十分に検討されていなかった点について、以下の３点をさらなる検討課題として指摘し、本論のまとめとする。

**①特別なニーズを有する学生への柔軟な対応**

まず検討会の議論および報告書の内容における問題点として、障害学生支援として「教育上の合理的配慮等」を行う対象範囲が限定されていることについて指摘しなければならない。先にまとめた報告書の概要においても指摘したように、検討会において支援対象の範囲とされているのは「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける学生」である。さらに対象となる学生には「根拠資料の提出」を求めている。これについて障害診断はもたないが、何らかの特別な教育的ニーズを有する学生への対応が検討の対象範囲に含まれていないということが、問題点として指摘できる。すでに日本学生支援機構（JASSO）が行う「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」においても、「診断書はもたないが、配慮を受けている発達障害学生」が調査対象として考慮されていることからも、その対応検討、すなわち支援対象拡大の必要性は明らかである。しかしながら、報告書において、このような学生への対応に関する言及はみられない。今後の障害学生支援の展開において、特別なニーズを有する学生への柔軟な対応を図ることは必要な検討課題である。

**②合理的配慮における学生生活支援**

また、支援対象となる学生の範囲と同様に、「大学等における合理的配慮の検討項目」の範囲について、検討会および報告書では「授業、課外授業、学校行事等への参加等、教育に関するすべての事項」に限定され、「学生の活動や生活面への配慮」を網羅していないということについて指摘する必要がある。

「合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いものであることから、合理的配慮の内容の全てを網羅して示すことは困難」であり、「ここ（筆者註；報告書）で示すもの以外は合理的配慮として提供する必要がないというものではなく、個々の学生の障害の状態・特性や教育的ニーズ等に応じて配慮することが望まれる」ということは、報告書においても指摘されている通りである。しかしながら、教育とは直接関与し

ない学生の活動や生活面への配慮については、「一般的な合理的配慮」として検討から除外し、政府において引き続き議論・検討を行う必要があるという指摘をするにとどまっている。これは制度の谷間に位置づけられた問題である。またその具体的対応は各大学等において判断することが望まれるとして、指針を示すには至っていない。これについては、「障害学生支援は、学内または学外実習を含む正課の『授業保障』とキャンパス内外での課外を含む『学生生活支援』の両輪で成り立っている」[24]と考えられるように、検討の範囲として不十分であると言わざるを得ず、議論の余地を残すところである。

**③法的規定および国レベルでの施策推進**

検討会での議論および報告書が示す今後の障害学生支援における課題は、ここまでに整理・分析した結果からもわかるように、高等教育の現場及び実践レベルでの支援促進に関する内容が中心である。しかしながらその支援実施を下支えすべき、法的規定および国レベルでの施策の推進については明示されていないことが問題点として指摘できる。

高等教育における障害学生の受け入れおよびその支援については、「法的根拠の曖昧さが、大学の障害者の受け入れと学習条件の整備が進まないことの原因」[25]であると考えられる。すなわち、高等教育機関については、障害者への教育的支援のあり方を直接的に規定する法律および大学設置基準における障害学生に関する規定等は存在せず、支援のあり方が議論されるようになった現在も依然として、その対応は各校の姿勢および現場判断に任されているのである。ここにこれまで各校の障害学生支援に対する姿勢の違いおよび対応において学校間格差が存在してきた理由があると考えられる。

しかしながら最近の動向として、2013（平成25）年に制定された「障害者差別解消法」に関してガイドラインの作成が進められていること、また同年９月に閣議決定された「第３次障害者基本計画」における障害者施策の方向性を示す項目のなかに「高等教育における支援の推進」が明示されたことなど、障害学生支援の展開の機運は高まりつつある。今後はこの流れのなかで、高等教育における障害学生支援の土台作りとして、具体的な規定および施策の推進を求めることが必要である。

---

[1] 古山萌衣「高等教育機関における障害学生支援の展開と課題」名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』18, 55－69, 2012

[2] 徳永豊「多様なニーズに応じる高等教育とは」『福岡大学研究部論集』A9(4), 7－13, 2009

[3] 日本政府仮訳文より引用。原文は以下の通り。

States Parties shall ensure that persons with disabilities are able to access general tertiary education, vocational training, adult education and lifelong learning without discrimination and on an equal basis with others. To this end, States Parties shall ensure that reasonable accommodation is provided to persons with disabilities. (Article24 Education 5)

[4] 本稿では、日本学生支援機構（JASSO）による「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（平成21年度～平成25年度）および「平成23年度障害のある学生の就業力の支援に関する調査結果報告書」におけるデータを統計データとして利用した。なお、大学・短期大学分のみのデータを取り出し再集計している（高等専門学校は含めない）

[5] 同条約における教育についての合理的配慮は，障害者の権利を差別なしに，かつ，機会の均等を基礎として実現するため，障害者を抱擁する教育制度（インクルーシブ教育システム；inclusive education system）等を確保すること，またその権利の実現に当たり確保するものの一つとして位置づけられている。なお合理的配慮の定義は「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を共有し，又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって，特定の場合において必要とされるものであり，かつ，均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」（第２条）としている（日本政府仮訳文より引用）。該当箇所の原文は以下の通り。

“Reasonable accommodation” means necessary and appropriate modification and adjustments not imposing a disproportionate or undue burden, where needed in a particular case, to ensure to persons with disabilities the enjoyment or exercise on an equal basis with others of all human rights and fundamental freedoms; (Article2 Definitions)

[6] 同法では，「社会的障壁の除去は，それを必要としている障害者が現に存し，かつ，実施に伴う負担が過重でないときは，それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう，その実施について必要かつ合理的配慮がされなければならない」（第４条）と規定している。

[7] 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会初等中等教育分科会（報告））」では，合理的配慮について「障害のある子どもが，他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために，学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり，障害のある子どもに対し，その状況に応じて，学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり，「学校の設置者及び学校に対して，体制面，財政面において，均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義している。

[8] JASSO「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（平成25年度）

[9] 石井恒生「大学における発達障害学生の支援：現状と課題」『近畿医療福祉大学紀要』12(1), 21－28, 2011

[10] 「大学設置基準」が一部改正されたことにより，2008（平成20）年以降，すべての大学等で，「教育内容等の改善のための組織的な研修と研究」が法的に義務付けられている。

[11] 関西学院大学総合政策学部では，より統合された支援システムを確立することを目的として，2004年にユニバーサルデザイン教育研究センターを設置し，障害学生等に最大限の教育機会を提供することを可能とする授業および教育システムの開発（高等教育におけるユニバーサルデザイン化）と，専任教員の能力開発プログラムの開発と研究を進めている。高畑由起夫・小野田弘之他「障がいを持つ学生への学習支援(1)総合政策学部における位置づけ」『関西学院大学総合政策研究』21, 143－152, 2005

[12] 先行研究においてもコーディネーター配置の必要性が指摘されている。大泉溥「大学での障害学生支援のコーディネーター」『教育と医学』606, 52－57, 2003，土橋恵美子「高等教育機関における障がい学生支援の場に関する一考察―同志社大学障がい学生支援コーディナーターの立場から」『同志社大学同志社政策科学研究』12(1), 71－89, 2010など

[13] たとえば，教職員における障害学生支援に対する理解啓発および組織的な支援を促す研修プログラムの開発を目的として，JASSOでは2008（平成20）年に「障害学生支援についての教職員研修プログラム開発事業検討委員会」を設立し，その成果として『障害学生支援についての教職員研修プログラム』をまとめ，各教育機関等に配布を行っている。ただし各校におけるプログラムに基づく研修の実施状況については調査されておらず，どの程度活用されているのかは不明である。

[14] 都築繁幸・田中貞子「我が国の高等教育機関における軽度発達障害学生への支援の現状について」『愛知教育大学軽度発達障害学研究』2(2), 20－31, 2005

[15] 1981年「放送大学学園法案に対する附帯決議」において「学生のニーズ」として「障害者の教育」に関するニーズを指摘し、その「学習条件の整備に努める」という文言が示された。

[16] 平井威「東京学芸大学を拠点とした知的発達障害者のための公開講座の試み」『障害者問題研究』35(1), 34－39, 2007

[17] 小山ありさ・玉村公二彦「高等教育における発達障害学生の支援」『奈良教育大学紀要』58(1), 69－78, 2009を参照。

[18] 吉永崇史「自閉症スペクトラム学生への就職活動支援」『富山大学学園の臨床研究』9, 47－56, 2010

[19] 報告書では「拠点校」について，JASSOが事務局となって行う「障害学生修学支援ネットワーク事業」における拠点校（各校からの相談の受付や理解啓発を中心となって行う大学を９校指定している）とは異なるものであるとしている。これに対して報告書における「拠点校」は「地域において連携等の取組を行う拠点となる大学等」として位置づけられている。「修学支援に関する優れた取組を実施するとともに，近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等」であり，地域における拠点校を整備し，その取組を国が重点的に支援していくことが重要であると指摘している。

[20] 古山萌衣，前掲書，2012

[21] たとえば，高校から高等教育機関への継続的な移行支援のツールとして，片岡美華は「個別の支援計画」の利用について指摘している。ただし高等学校における計画の作成率が低調にあることが問題点として挙げられる。片岡美華「短期大学生の学習面と生活面における実態把握と支援ニーズに関する調査研究」『鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要』18, 39－49, 2008

[22] 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）HP（http://www.tsukuba-tech.ac.jp）および独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）HP（http://www.jasso.go.jp）参照

[23] 大学改革推進等補助金の区分において，全国の国公私立大学，短期大学，高等専門学校（10件程度）を対象に，「障がいのある学生への修学支援に関する優れた取組を実施する大学を拠点校として選定し，その取組を支援。取組事例を他大学等に広く情報提供し，大学等における障がいのある学生の修学支援機能の充実を図り，障がいのある学生が学びやすい環境整備，就学機会の確保を行う」ことを目的として，概算要求に盛り込まれていた。

[24] 西脇智子「障害学生支援の試み」『実践女子大学紀要』31, 107－116, 2010

[25] 金森裕治・坂田智紀「高等教育における視覚障害学生への支援の在り方について」『大阪教育大学障害児教育研究』29, 2006